

議案第13号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)

上記の議案を提出する。

令和7年2月10日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

令和7年第1回杉並区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたため。

議案第 号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年 月 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第1条 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）」を付し、同条中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第11条の3の見出しを削る。

第17条第1項各号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第18条第1項中「定める者」の次に「（以下「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の5 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第2条 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「属する者」の次に「（以下「配偶者等」という。）」を加える。

第11条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）」を付し、同条中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第12条の見出しを削る。

第18条第1項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第20条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第20条の2 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度に

において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第20条の3 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この条例による改正後の杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

介護についての申出があった場合における措置等を定める等の必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<u>（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）</u> 第11条の2 教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過</u>	<u>（3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）</u> 第11条の2 教育委員会は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過</u>

勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

第 11 条の 3 略

(特別休暇)

第 17 条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボラ

勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第 11 条の 3 略

(特別休暇)

第 17 条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボラ

ンティア休暇、リフレッシュ休暇、
子の看護等のための休暇及び短期の
介護休暇

2 略

(介護休暇)

第18条 教育委員会は、職員がその配偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他教育委員会規則で定める者（以下「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規

ンティア休暇、リフレッシュ休暇、
子の看護のための休暇 及び短期の
介護休暇

2 略

(介護休暇)

第18条 教育委員会は、職員がその配偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他教育委員会規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

則で定める事項を知らせるとともに、
介護両立支援制度等の請求、申告又は
申請（次条において「請求等」とい
う。）に係る当該職員の意向を確認す
るための面談その他の教育委員会規則
で定める措置を講じなければならな
い。

2 教育委員会は、職員に対して、当該
職員が40歳に達した日の属する年度
において、前項に規定する事項を知ら
せなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の5 教育委員会は、介護両立
支援制度等の請求等が円滑に行われる
ようにするため、次に掲げる措置を講
じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度
等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相
談体制の整備

（3） 前2号に掲げる措置のほか、教
育委員会規則で定める介護両立支援
制度等に係る勤務環境の整備に関す
る措置

第2条による改正（杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部改正）

新	条	例	旧	条	例

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第 1 1 条 略

2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは2親等内の親族又は同一の世帯に属する者（以下「配偶者等」という。）で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項及び第3項、第12条第1項及び第3項並びに第19条の2の2第1項において同じ。）を養育する職

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第 1 1 条 略

2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは2親等内の親族又は同一の世帯に属する者_____で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項及び第3項、第12条第1項及び第3項並びに第19条の2の2第1項において同じ。）を養育する職

員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した２者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める２者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）

第１１条の２ 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることの

員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した２者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める２者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

（３歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）

第１１条の２ 教育委員会は、３歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることの

できない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

第12条 略 (特別休暇)

第18条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護

できない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第12条 略 (特別休暇)

第18条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護

等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第20条の2 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第20条の3 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われる

休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 略

ようにするため、次に掲げる措置を講
じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度
等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相
談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、教
育委員会規則で定める介護両立支援
制度等に係る勤務環境の整備に関す
る措置

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
	<u>（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）</u>
第11条の3 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。	第11条の3 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。
2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。	2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児	3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児

又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

参 考

新 条 例	旧 条 例
	<u>(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u>
第 1 1 条の 3 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前 2 項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。	第 1 1 条の 3 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前 2 項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。